

亀山市運動施設等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第14号

亀山市運動施設等条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市運動施設等条例施行規則（平成22年亀山市規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用料金の減免の基準等)</p> <p>第10条 条例第13条に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校又は中学校が学習又は保育の一環として利用する場合（部活動として利用する場合を除く。）</p> <p>全額（条例別表第2備考6から8まで、別表第3野球場の項の備考及び庭球場の項の備考、別表第4野外ステージの項の備考、別表第5備考6から8まで、別表第6ソフトボール場の項の備考及び運動広場の項の備考並びに別表第7から別表第9までに規定する利用料金の額並びに別表第10備考1に規定する加算額を除く。）</p>	<p>(利用料金の減免の基準等)</p> <p>第10条 条例第13条に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校又は中学校が学習又は保育の一環として利用する場合（部活動として利用する場合を除く。）</p> <p>全額（条例別表第2備考6から8まで、別表第3野球場の項の備考及び庭球場の項の備考、別表第4野外ステージの項の備考、別表第5備考6及び7、別表第6ソフトボール場の項の備考及び運動広場の項の備考並びに別表第7から別表第9までに規定する利用料金の額並びに別表第10備考1に規定する加算額を除く。）</p>

[(2) 略]	[(2) 略]
[2 略]	[2 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

様式第8号中

「 フロアー照明のため点灯したとき 会議室における冷暖房施設利用料金	全面	円	を
	半面	円	
「 フロアー照明のため点灯したとき 競技場における空調設備利用料金	全面	円	に改める。
	半面	円	
会議室における冷暖房施設利用料金	暖房	円	
	冷房	円	」

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。